

扶桑町議会議案第93号

扶桑町道路占用料条例の一部を改正する条例について

扶桑町道路占用料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年11月28日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鮎瀬 武

提案理由

道路法施行令（昭和27年政令第479号）の一部改正に伴い、条例を改正したいので提案します。

## 扶桑町道路占用料条例の一部を改正する条例

扶桑町道路占用料条例（平成2年扶桑町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の規定により町長の許可を受けた者」を「第1項若しくは第3項（これらの規定を法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により町長の許可を受けた者又は法第35条（法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により協議し同意を得た者及び電線共同溝に係る占用にあっては電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により町長の許可を受けた者又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議し承認を受けた者」に改める。

第7条第11号中「第2条第11項」を「第2条第12項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

占用物件	単位	占用料
第1種電柱（条数3本以下）	1本1年につき	円 990
第2種電柱（条数4本・5本）	1本1年につき	1,500
第3種電柱（条数6本以上）	1本1年につき	2,000
第1種電話柱（条数3本以下）	1本1年につき	880
第2種電話柱（条数4本・5本）	1本1年につき	1,400
第3種電話柱（条数6本以上）	1本1年につき	1,900
その他の柱類	1本1年につき	88
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9

地下電線その他地下に設ける線類	長さ 1 メートル 1 年につき	5	
路上に設ける変圧器	1 個 1 年につき	8 6 0	
地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	5 3 0	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個 1 年につき	1 , 8 0 0	
郵便差出箱	1 個 1 年につき	7 4 0	
広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	2 , 2 0 0	
その他のもの（法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物）	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	1 , 8 0 0	
水管・下水管その他これらに類するもの	外径が 0. 07 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	3 7
	外径が 0. 07 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	5 3
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 15 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	7 9
	外径が 0. 15 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	1 1 0
	外径が 0. 2 メートル	長さ 1 メートル 1	1 6 0

	以上0.3メートル未満のもの	年につき		
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	210	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	370	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	530	
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,100	
鉄道、軌道、自動運行補助施設等（法第32条第1項第3号に掲げる施設）	自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの その他 のもの	長さ1メートル1年につき 長さ1メートル1年につき	5 18
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本1年につき	1,400

	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	880	
		地下に設けるもの	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	530	
		その他のもの		1,800	
歩廊及び日覆類		占用面積 1 平方メートル 1 年につき	1,800		
上空に設ける通路、その他これに類するもの（階数関係なし）		占用面積 1 平方メートル 1 年につき	1,100		
地下に設ける通路、その他これに類するもの（階数関係なし）		占用面積 1 平方メートル 1 年につき	660		
その他のもの（法第32条第1項第5号に掲げる施設）		占用面積 1 平方メートル 1 年につき	1,800		
露店、商品置場	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートル 1 日につき	22		
	その他のもの	占用面積 1 平方メートル 1 月につき	220		
看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートル 1 月につき	220		
	その他のもの	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	2,200		

標識類		1本1年につき	1, 400
旗ざお	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	1本1日につき	22
	その他もの	1本1月につき	220
幕（工事用施設を除く。）	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	22
	その他もの	その面積1平方メートル1月につき	220
アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2, 200
	その他もの	1基1月につき	1, 100
工事用足場、板囲、詰所、その他工事用材料置場		占用面積1平方メートル1月につき	220
仮設建築物、仮設店舗		占用面積1平方メートル1月につき	180

#### 備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

扶桑町道路占用料条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(占用料の徴収の範囲)</p> <p>第2条 占用料は、道路の占用について法第32条第1項若しくは第3項（これらの規定を法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により町長の許可を受けた者又は法第35条（法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により協議し同意を得た者及び電線共同溝に係る占用にあっては電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により町長の許可を受けた者又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議し承認を受けた者（以下「道路占用者」という。）から徴収する。</p> <p>(占用料の減免)</p> <p>第7条 町長は、次の各号に掲げる占用物件に係る占用料について特に必要があると認めるときは、第3条の規定にかかわらず同条に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) ガス事業法（昭和29年法律</p>	<p>(占用料の徴収の範囲)</p> <p>第2条 占用料は、道路の占用について法第32条の規定により町長の許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）から徴収する。</p> <p>(占用料の減免)</p> <p>第7条 町長は、次の各号に掲げる占用物件に係る占用料について特に必要があると認めるときは、第3条の規定にかかわらず同条に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) ガス事業法（昭和29年法律</p>

新	旧
第51号) <u>第2条第12項</u> に規定するガス事業者が設ける各戸への引込管	第51号) <u>第2条第11項</u> に規定するガス事業者が設ける各戸への引込管
(12)・(13) (略)	(12)・(13) (略)

## 新

別表（第3条関係）

占用物件	単位	占用料
第1種電柱（条数3本以下）	1本1年につき	円 <u>990</u>
第2種電柱（条数4本・5本）	1本1年につき	1, 500
第3種電柱（条数6本以上）	1本1年につき	2, 000
第1種電話柱（条数3本以下）	1本1年につき	<u>880</u>
第2種電話柱（条数4本・5本）	1本1年につき	1, 400
第3種電話柱（条数6本以上）	1本1年につき	1, 900
その他の柱類	1本1年につき	<u>88</u>
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9
地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	5
路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>860</u>
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	<u>530</u>
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1, 800</u>
郵便差出箱	1個1年につき	<u>740</u>

## 新

広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>2, 200</u>
その他のもの（法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物）	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1, 800</u>
水管・下水管その他これらに類するもの	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき <u>37</u>
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき <u>53</u>
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき <u>79</u>
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき <u>110</u>
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき <u>160</u>
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき <u>210</u>
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき <u>370</u>

## 新

	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>530</u>
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1,100</u>
鉄道、軌道、自動運行補助施設等（法第32条第1項第3号に掲げる施設）	自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるものその他	長さ1メートル1年につき 長さ1メートル1年につき
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本	1年につき <u>1,400</u>
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき <u>880</u>
		地下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき <u>530</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートル	<u>1,800</u>

## 新

		一トル1年につき	
歩廊及び日覆類		占用面積 1 平方メートル1年につき	<u>1, 800</u>
上空に設ける通路、その他これに類するもの（階数関係なし）		占用面積 1 平方メートル1年につき	<u>1, 100</u>
地下に設ける通路、その他これに類するもの（階数関係なし）		占用面積 1 平方メートル1年につき	<u>660</u>
その他のもの（法第32条第1項第5号に掲げる施設）		占用面積 1 平方メートル1年につき	<u>1, 800</u>
露店、商品置場	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートル1日につき	<u>22</u>
	その他のもの	占用面積 1 平方メートル1月につき	<u>220</u>
看板（アーチであるもののを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートル1月につき	<u>220</u>
	その他のもの	表示面積 1 平方メートル1年につき	<u>2, 200</u>
標識類		1本1年につき	<u>1, 400</u>
旗ざお	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	1本1日につき	<u>22</u>
	その他のもの	1本1月につき	<u>220</u>
幕（工事用	祭礼、縁日等に際し一	その面積 1 平方メ	<u>22</u>

## 新

施設を除く。)	時的に設けるもの	一トル1日につき	
	その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>
アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2,200</u>
	その他のもの	1基1月につき	<u>1,100</u>
工事用足場、板囲、詰所、その他工事用材料置場	占用面積1平方メートル1月につき		<u>220</u>
仮設建築物、仮設店舗	占用面積1平方メートル1月につき		<u>180</u>

別表（第3条関係）

占用物件	単位	占用料
第1種電柱（条数3本以下）	1本1年につき	円 <u>950</u>
第2種電柱（条数4本・5本）	1本1年につき	1, 500
第3種電柱（条数6本以上）	1本1年につき	2, 000
第1種電話柱（条数3本以下）	1本1年につき	<u>850</u>
第2種電話柱（条数4本・5本）	1本1年につき	1, 400
第3種電話柱（条数6本以上）	1本1年につき	1, 900
その他の柱類	1本1年につき	<u>85</u>
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9
地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	5
路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>830</u>
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	<u>510</u>
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1, 700</u>
郵便差出箱	1個1年につき	<u>720</u>

広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>2, 400</u>
その他のもの（法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物）	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1, 700</u>
水管・下水管 その他これらに類するもの	外径が 0. 07 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき <u>36</u>
	外径が 0. 07 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき <u>51</u>
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 15 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき <u>77</u>
	外径が 0. 15 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき <u>100</u>
	外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき <u>150</u>
	外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき <u>200</u>
	外径が 0. 4 メートル以上 0. 7 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき <u>360</u>

## 旧

	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	<u>510</u>
	外径が1メートル以上のもの		長さ1メートル1年につき	<u>1,000</u>
鉄道、軌道、自動運行補助施設等（法第32条第1項第3号に掲げる施設）	自動運行装置による運行補助施設	地下に設けるもの	長さ1メートル1年につき	5
	検知の対象として設置する導線その他の線類	その他	長さ1メートル1年につき	<u>17</u>
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本1年につき	<u>1,400</u>
	その他	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>850</u>
		地下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>510</u>
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>

## 旧

		トル1年につき	
歩廊及び日覆類		占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1, 700</u>
上空に設ける通路、その他これに類するもの（階数関係なし）		占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1, 200</u>
地下に設ける通路、その他これに類するもの（階数関係なし）		占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>710</u>
その他のもの（法第32条第1項第5号に掲げる施設）		占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1, 700</u>
露店、商品置場	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートル 1 日につき	<u>24</u>
	その他のもの	占用面積 1 平方メートル 1 月につき	<u>240</u>
看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートル 1 月につき	<u>240</u>
	その他のもの	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>2, 400</u>
標識類		1本1年につき	<u>1, 400</u>
旗ざお	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	1本1日につき	<u>24</u>
	その他のもの	1本1月につき	<u>240</u>
幕（工事用施	祭礼、縁日等に際し一	その面積 1 平方メー	<u>24</u>

## 旧

設を除く。)	時的に設けるもの	トル 1 日につき	
	その他のもの	その面積 1 平方メートル 1 月につき	<u>240</u>
アーチ	車道を横断するもの	1 基 1 月につき	<u>2, 400</u>
	その他のもの	1 基 1 月につき	<u>1, 200</u>
工事用足場、板囲、詰所、その他工事用材料置場		占用面積 1 平方メートル 1 月につき	<u>240</u>
仮設建築物、仮設店舗		占用面積 1 平方メートル 1 月につき	<u>170</u>

新	旧
<p>備考</p> <p>1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、<u>電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</u></p> <p>3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</p>	<p>備考</p> <p>1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱を言い、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</p>